教　育　公　報

三重県教育委員会

目　　次

規　　則　○　市町村合併により村が廃されることに伴う関係規則の整理に関する規則 …… 教育総務室　１頁
　　○　津市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則 …… 教育総務室　１頁
告　　示　○　三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示 …… 小中学校教育室　４頁
　　○　三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示 …… 教育総務室　４頁
訓　　令　○　三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 …… 人材政策室　４頁
　　○　三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令 …… 教育総務室　４頁

規　　則

市町村合併により村が廃されることに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。
平成十七年十二月二十七日
三重県教育委員会委員長　井　村　正　勝

三重県教育委員会規則第二十六号
市町村合併により村が廃されることに伴う関係規則の整理に関する規則
（三重県教育委員会表彰規則等の一部改正）
第一条　次に掲げる規則の規定中「市町村」を「市町」に改める。
一　三重県教育委員会表彰規則（昭和二十五年三重県教育委員会規則第三十三号）　第二条
二　三重県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号）　第三十九条（見出しを含む。）
三　三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則（平成十五年三重県教育委員会規則第二号）　題名、第一条及び第二条の見出し
（三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正）
第二条　三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
第二号様式中「市町村教育委員会教育長」を「市町教育委員会教育長」に改める。
（三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部改正）
第三条　三重県立高等学校学則の基準に関する規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第二号様式中「（村）」を削る。
（三重県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正）
第四条　三重県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
題名を「三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」に改める。
第一条第一項中「市町村」を「市町」に改める。
第二条中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。
第三条第四項中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。
第五条第一項中「市町村教育委員会は」を「市町教育委員会は」に改め、同項の表中「市町村教育委員会教育長」を「市町教育委員会教育長」に改める。
第六条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。
（公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第五条　公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十五年三重県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「当該市町村」を「当該市町」に、「市町村」を「市町」に改める。

第十条第一項及び第二項中「市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に、「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第十六条中「市町村」を「市町」に改める。

第一号様式中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改め、第十六号様式中「市町村教委」を「市町教委」に改める。

（三重県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第六条　三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「市町村立学校施設整備」を「市町立学校施設整備」に改め、同条第十八号中「市町村」を「市町」に改める。

第十六条第六号中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

（公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第七条　公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年三重県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「市町村立学校」を「市町立学校」に、「市町村立」を「市町立」に改める。

（教育職員免許状に関する規則の一部改正）

第八条　教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「市町村立学校」を「市町立学校」に改め、同条第三号中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第二十七条第一項及び第二十九条中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

第十二号様式、第十三号様式及び第十四号様式中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

（三重県立特殊教育諸学校学則の基準に関する規則の一部改正）

第九条　三重県立特殊教育諸学校学則の基準に関する規則（昭和四十八年三重県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「市　村」を「市　　」に改める。

（三重県社会教育主事派遣に関する規則）

第十条　三重県社会教育主事派遣に関する規則（昭和四十九年三重県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村の」を「市町の」に、「市町村（」を「市町（」に、「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第二条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第三条第一項第一号中「当該市町村教育委員会」を「当該市町教育委員会」に、「市町村」を「市町」に改め、同項第二号中「市町村に派遣する」を「市町に派遣する」に、「一の市町村」を「一の市町」に、「当該市町村」を「当該市町」に、「市町村」を「市町」に改め、同項第三号中「派遣先市町村」を「派遣先市町」に改め、同条第二項中「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第五条第一項中「派遣先市町村教育委員会事務局職員」を「派遣先市町教育委員会事務局職員」に改め、同条第二項中「派遣先市町村教育委員会」を「派遣先市町教育委員会」に改める。

第六条第一項中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改め、同条第二項中「派遣先市町村教育委員会」を「派遣先市町教育委員会」に改める。

第七条中「派遣先市町村の」を「派遣先市町の」に、「当該市町村教育委員会」を「当該市町教育委員会」に改める。

第九条第一項中「派遣先市町村」を「派遣先市町」に、「市町村」を「市町」に改め、同条第二項中「派遣先市町村」を「派遣先市町」に改める。

第十条中「市町村教育委員会に」を「市町教育委員会に」に、「当該市町村教育委員会」を「当該市町教育委員会」に改める。

（学校教育法施行細則の一部改正）

第十一条　学校教育法施行細則（昭和五十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

第七条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。
第八条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第二項及び第三項中「市町村」を「市町」に改める。
第九条第一項中「市町村長」を「市町」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。
第十条第一項中「市町村長」を「市町」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。
第十一条及び第十二条中「市町村」を「市町」に改める。
第十三条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。
第十四条中「市町村」を「市町」に改める。
第十五条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。
第二十条中「市町村長又は市町村」を「市町長又は市町」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。
第一号様式及び第二号様式中「市町村等教育委員会」を「市町等教育委員会」に改め、第五号様式及び第七号様式中「市町村長」を「市町長」に改め、第八号様式中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改め、第九号様式中「市町村長」を「市町長」に改め、第十号様式中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改め、第十一号様式中「市町村長」を「市町長」に改め、第十二号様式中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改め、第十三号様式中「市町村長」を「市町長」に改め、第十四号様式、第十五号様式及び第十六号様式中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改め、第十七号様式中「市町村長」を「市町長」に改め、第十八号様式中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改め、第十九号様式中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に、「市町村」を「市町」に改め、第二十号様式中「市町村長」を「市町長」に改め、第二十一号様式中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

（県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手続に関する規則の一部改正）

第十二条　県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手続に関する規則（平成十五年三重県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附　則

１　この規則は、平成十八年一月十日から施行する。

２　この規則の施行の際改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

津市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成十七年十二月二十七日

三重県教育委員会委員長　井　村　正　勝

三重県教育委員会規則第二十七号

津市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

（三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正）

第一条　三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の項中「久居市　安芸郡　一志郡」を削る。

（三重県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第二条　三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表三重県中勢教育事務所の項中「安芸郡　一志郡　久居市」を削る。

（三重県立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第三条　三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表三三重県立白山高等学校の項中「白山町立白山中学校」を「津市立白山中学校」に、「美杉村立美杉中学校」を「津市立美杉中学校」に改める。

附　則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

告　　示

三重県教育委員会告示第24号

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成17年12月27日

三重県教育委員会教育長　安　田　敏　春

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示

三重県教科用図書採択地区の設定について（昭和39年教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

表中熊野地区の郡（構成町村）の項中「南牟婁郡（御浜町、紀宝町、鵜殿村）」を「南牟婁郡（御浜町、紀宝町）」に改める。

また、表中松阪地区の郡（構成町村）の項中「多気郡（多気町、明和町、大台町、宮川村）」を「多気郡（多気町、明和町、大台町）」に改める。

また、表中構成市郡名の項中「郡（構成町村）」を「郡（構成町）」に改める。

附　則

この告示は、平成18年1月10日から施行する。

三重県教育委員会告示第25号

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成17年12月27日

三重県教育委員会教育長　安　田　敏　春

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱規程（平成16年三重県教育委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項、同条第２項及び第２条第１項中、「市町村」を「市町」に改める。

附　則

この告示は、平成18年1月10日から施行する。

訓　　令

教委訓第８号

局中一般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成17年12月27日

三重県教育委員会教育長　安　田　敏　春

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成８年教委訓第４号）の一部を次のように改正する。

別表第２（２）の表第15号の項第２号中「市町村立小中学校」を「市町立小中学校」に改め、第20号の項中「市町村立小中学校」を「市町立小中学校」に改め、同項第３号中「市町村別」を「市町別」に改め、第21号の項第８号中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

附　則

この訓令は、平成18年１月10日から施行する。

教委訓第９号

局中一般
教育関係機関

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成17年12月27日

三重県教育委員会教育長　安　田　敏　春

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公報配布規程（昭和39年教委訓第５号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第４号「市町村立学校（幼稚園を除く）」を「市町立学校（幼稚園を除く）」に改め、同項第６号「市

町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附　則

この訓令は、平成18年１月10日から施行する。

発　　行
津市広明町１３番地
三重県教育委員会

印　　刷
森田印刷株式会社